

令和 7 年度南小国町こども計画策定業務委託仕様書

1. 業務名

南小国町こども計画策定業務委託

2. 委託期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日（火）

3. 業務目的

本業務は、こども基本法（令和 4 年法律第 77 号）第 10 条第 2 項に基づく計画として、令和 8 年度から令和 11 年度までの 4 か年計画とする南小国町こども計画（以下「本計画」という。）の策定にあたり、こども・若者への意識調査や、本町が実施している子育てに関する事業の取組状況等を踏まえた現状分析及び課題の整理を行い、本計画を策定するまでの一連の作業を支援することを目的とする。

4. 計画の位置付け

本計画は、こども基本法に基づく国の「こども大綱」及び熊本県こども計画を勘案し、次の（１）から（３）の計画を包括した一体的な計画とする。

なお、（３）については「第 3 期南小国町子ども・子育て支援事業計画」内の内容を準用するものとする。

- （１）市町村こども計画（こども基本法第 10 条第 2 項に規定）
- （２）市町村子ども・若者計画（子ども・若者育成支援推進法（平成 21 年法律第 71 号）第 9 条第 2 項に規定）
- （３）市町村子どもの貧困対策計画（子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成 25 年法律第 64 号）第 9 条第 2 項に規定）

5. 業務内容

（１）現状把握と課題整理、計画策定方針の検討

本町が実施している子育てに関する事業の取組状況等を踏まえた現状分析及び課題の整理を行い、計画策定方針を検討する。

(参考)

- ・南小国町デジタル田園都市構想総合戦略
- ・南小国町子育て支援に関するアンケート調査報告書
- ・第3期南小国町子ども・子育て支援事業計画

(2) こども・若者意識調査業務

こども基本法第3条第3号及び第4号では、年齢や発達に応じた、こどもの意見表明機会の確保、こどもの意見の尊重が基本理念として掲げられるとともに、第11条では、地方公共団体は、こどもの施策の策定等にあたり、こどもの意見の反映に係る措置を講ずるものとされている。こどもの意見を広く聴取するための手法を企画し、運営・実施すること。(こどもの貧困及び少子化対策に関する調査項目含む)

(参考)

【調査対象人数】令和7年5月末現在

小学生(5・6年生) 60名

中学生(1～3年生) 85名

高校生～39歳 830名程度

(3) 計画骨子案及び素案の作成

関係法令や国の指針、県及び町等の関連計画との整合性を図り、町の課題を十分把握しながら作成すること。

(4) 子ども・子育て会議の運営支援

本町の子ども・子育て会議の開催にあたり、資料作成、必要な助言、会議運営支援を行う。適宜会議にオブザーバーとして出席し、必要な対応を行うとともに討議結果をその後の作業に反映させること。

(5) パブリックコメントの実施支援

パブリックコメントにより提出された意見に対する助言及び計画案への反映支援を行うこと。

（６）成果品の作成

パブリックコメント終了後に開催する子ども・子育て会議の審議結果等に基づき、計画案の補正・修正を行ったうえで成果品を作成すること。

6. 委託契約に関する基本的事項

- （１）委託料は、4,400 千円（消費税及び地方消費税を含む。）以内とする。
- （２）委託料の支払いは、原則として、業務完了後の精算払いとする。但し、認められれば、一部前払いを可とする。

7. 成果品

本業務の成果品は次の（１）から（４）の電子データ（ＣＤ－Ｒ）一式とする。なお、本業務の実施に伴い作成した資料及び成果品に関する著作権その他一切の権限は本町に帰属するものとする。

- （１）計画書　Ａ４版　カラー
- （２）計画書概要版　Ａ４版　カラー
- （３）子ども向けリーフレット
- （４）各種会議等資料及び議事録

8. その他の事項

- （１）本業務の実施により生じた著作物（既得されている著作物は除く。）に関する著作権（著作権法第２７条及び第２８条に規定する権利を含む。）は、南小国町に帰属する。
- （２）本業務の実施による成果物に含まれる第三者の著作権、肖像権その他の全ての権利についての交渉、処理は受注者が行うものとし、その経費は委託料に含むものとする。また、それらに関する紛争が生じた場合は、全て受注者の責任と費用負担で対応するものとする。
- （３）本業務の遂行にあたり、受注者は業務上知り得た事項を第三者に漏えいしないようにすること。また、これらのことは本業務終了後も同様とする。
- （４）受注者の責に帰すべき理由により、本町又は第三者に損害を与えた場合には、受注者がその損害を賠償すること。

- (5) 受注者は本業務実施にあたり、業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することはできない。
- (6) 受注者は、本業務を円滑かつ適正に進めるため、必要に応じて発注者との打合せや協議を行うこと。

9. 協議

仕様書に定めのない事項又は業務上疑義が生じた場合は、その都度、発注者と協議すること。